

信州大学の学章等に関する規程

(平成 22 年 3 月 18 日信州大学規程第 171 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、信州大学（以下「本学」という。）の学章、シンボルマーク及び大学名ロゴタイプ（以下「学章等」という。）並びにスクールカラーに関し必要な事項を定めるものとする。

(学章)

第 2 条 学章は、別図第 1 のとおりとする。

(シンボルマーク)

第 3 条 シンボルマークは、別図第 2 のとおりとする。

(大学名ロゴタイプ)

第 4 条 大学名ロゴタイプは、別図第 3 のとおりとする。

(スクールカラー)

第 5 条 スクールカラーは、DIC 色番 389（濃い緑）とする。

(学章等の使用)

第 6 条 学章は、次の各号に掲げるものに使用する。

一 入学式、卒業式、学位記授与式、記念式典その他本学の式典に関連する文書、装飾物等

二 学位記、学生証、職員証、賞状、各種証明書その他本学が作成する公文書等

三 大学史その他記念誌等本学が発刊する周年等記念事業の刊行物等

四 その他学長が学章を使用することが適当であると認めたもの

2 シンボルマークは、次の各号に掲げるものに使用する。

一 本学のホームページ及び本学が提供するホームページコンテンツ、放送番組等

二 本学が作成する広報誌及び各種パンフレット、チラシ等の印刷物、新聞広告、雑誌広告等

三 本学の役職員及び学生の名刺、パワーポイント等の電子データ、レターヘッド、封筒、文具、ノベルティグッズ、バッジ等

四 本学の構内表示板、ロードサイン等の案内看板、学用車等

五 本学の式典以外の各種行事及びイベント等の文書、装飾物、衣類等

六 その他学長がシンボルマークを使用することが適当であると認めたもの

3 学章等を使用する場合は、本学の品位を損なわない、又は損なうおそれがないようにしなければならない。

4 本学の役職員及び学生以外の者又は本学以外の団体が、学章等を使用する場合は、所定の許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

5 学長は、本学の品位を損ない、又は損なうおそれがあると認めるときは、学章等の使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

(事務)

第 7 条 学章等及びスクールカラーに関する事務は、広報室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学章等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年8月11日平成22年度規程第27号)

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

別図第1（第2条関係）



備考

- 1 寸法の割合は、横10対縦10とする。
- 2 色彩は、黒（80%）を標準とする。ただし、用途に応じてDIC色番620（ゴールド）又はDIC色番621（シルバー）を標準とすることができる。

別図第2（第3条関係）



備考

- 1 寸法の割合は、横10対縦11.7とする。
- 2 色彩は、DIC色番389（濃い緑）（スクールカラー）とDIC色番2561（緑）、DIC色番2558（薄い緑）の3色を標準とする。

別図第3（第4条関係）

（和文）

信州大学

（英文）

SHINSHU UNIVERSITY

備考 色彩は、黒（100%）を標準とする。